

富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業（２次募集）
実施要領

令和 7 年10月23日

富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。）及び富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

1 目的

重点支援地方交付金を活用し、特別高圧電力を受電する中小企業に対して、電気料金負担軽減のための支援を行う。

2 事業内容

（１）補助対象者

- ① 特別高圧契約で受電する中小企業者
- ② 特別高圧契約で受電する県内商業施設に入居している中小企業者
- ③ 特別高圧契約で受電する大企業の敷地内で事業所を構え、その電力を利用し、使用量に応じた料金の請求を受けている中小企業者
- ④ ①～③のほか、知事が特に認める者

※ただし、以下に該当する中小企業者は大企業とみなし、補助対象外とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

（２）補助金の内容

- ① 受付期間
令和 7 年10月31日（金）から11月28日（金）
- ② 交付対象期間
令和 7 年 7 月から 9 月分の電力使用量
- ③ 交付額
電力使用量に 1 kWh 当たり、1.0円を乗じた額（令和 7 年 7 月、9 月分）
電力使用量に 1 kWh 当たり、1.2円を乗じた額（令和 7 年 8 月分）
上記の合計金額とする。（1,000円未満切り捨て）
- ④ 上限額
384万円

※なお、2（１）②又は③に該当する場合は、入居する中小企業者ごとに上限額を適用するものとする。

3 事業の実施方法

(1) 交付申請

申請を行う者は4 (2) に定める書類を作成し、2 (2) に定める受付期間内に4 (1) に定める提出先へメールで提出すること。

(2) 交付決定

申請書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、通知する。

(3) 額の確定

交付決定の通知は、額の確定の通知を兼ねるものとする。

(4) 補助金の支払い

補助金の支払いは、補助金の額の確定後となる。

4 交付申請書類の提出

(1) 提出方法

E-mail : toyama-denkishien@jeckc.com までメールで提出

(メールの標題は、「特別高圧電気料金の補助金申請」とし、添付される書類のファイル名には事業所名を記載すること。)

(2) 提出書類

- ① 富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業費補助金交付申請書
- ② 特別高圧電力利用施設における補助対象月の契約種別が特別高圧電力であることが分かる書類（小売電気事業者からの電気料金請求書等）の写し
※特別高圧契約で受電する当該商業施設に入居している中小企業者を除く。
- ③ 電力使用量が分かる書類の写し（②より確認可能な場合を除く。）
- ④ 補助金の振込先（金融機関名、口座番号、名義人等）が確認できる書類（通帳の写し等）
- ⑤ 誓約書
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

(3) 問い合わせ先

富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業運営事務局

(受託事業者：(株)ジェック経営コンサルタント)

TEL : 076-444-2060